

令和 8 年度 経商産政委第 6 号

静岡県文化・クリエイティブ産業市場開拓支援業務 仕様書

- 1 業 務 名 令和 8 年度 経商産政委第 6 号
静岡県文化・クリエイティブ産業市場開拓支援業務
- 2 目 的 本事業は、海外での販路拡大を目指す地元クリエイターに対し、海外市場に精通したマーケット、バイヤー等（以下、アドバイザー）との連携による既存商品のブラッシュアップ及び海外現地テストマーケティング等を行い、クリエイターの海外で売れる商品づくりを支援する。
- 3 委託業務内容
- (1) 本業務の推進コンセプトの提案
海外展開支援ビジョン、事業推進手法、市場調査手法、販路開拓手法、商品販売手法等商品流通に至るまでの全ての手法とコンセプトの提案すること。
- (2) クリエイティブ産業市場開拓支援の実施
- ①海外市場に精通するアドバイザーとのマッチング会の開催
地場産業や伝統工芸職人を中心とするクリエイターからの海外展開希望商品を募集し、海外市場に精通するアドバイザーとのマッチング会を実施すること。
なお、アドバイザーとマッチングするクリエイター（以下、「市内クリエイター」という。）及び商品は、マッチング会に参加したクリエイターから、審査により 2 者以上かつ計 4 商品以上を選定すること。
- ②海外嗜好を取り入れた、既存商品のブラッシュアップ
市内クリエイターとマッチングしたアドバイザーは、海外展開を前提とした選定商品のブラッシュアップ指導を行うものとする。
選定した市内クリエイターの活動背景や日本文化をマッチングしたアドバイザーと共有し、柔軟な商品改良を促すこと。
アドバイザーにデザイナーを含める場合は、デザイナーとのロイヤリティー契約や意匠権申請等についての調整を行い、市内クリエイターとデザイナーの双方の合意に基づいたうえで進めることを前提とすること。
- ③海外現地におけるテストマーケティング等の実施及びアフターフォロー
海外現地の見本市や展示会、海外販路先、ギャラリー等において、本事業にて制作した試作品のテストマーケティングを行うこと。
なお、テストマーケティングの実施に当たっては、できる限り高い事業効果が期待できる時期・会場・手法を選択するとともに、盗難や破損に備え、保険に入る等のリスク回避に努めること。
また、テストマーケティングにおいては、単に試作品を展示するだけでなく、作品の背景や伝統・文化なども海外バイヤー等へ伝わるような工夫をすること。

さらに、テストマーケティングを通じて、バイヤーや消費者等からの試作品に対する評価やニーズをヒアリングし、今後の海外展開を見据えたきめ細かいアフターフォローを行う等今後の販路獲得へのサポートを行うこと。

④海外展開に関する知識・ノウハウを習得するためのプログラムの実施

市内クリエイターが、事業終了後においても自らの力で継続的に海外販売活動を行うことができるよう、次のセミナー等を実施すること。

ア 販路開拓手法、価格設定、商流・契約実務等、海外展開に必要な知識・ノウハウを習得するためのセミナー等

イ 海外テストマーケティング参加時における、現地での工房見学やワークショップ、ギャラリー等の芸術関係施設への訪問等

⑤事業報告会の実施

マッチング会参加者をはじめとする市内クリエイターを対象に、事業成果等をフィードバックするための事業報告会を市内で開催すること。

(3) 事業全体調整（プロデュース）／上記事業遂行に係る全ての調整。

- | | | |
|---|---------|--|
| 4 | 委託業務提出物 | 業務実施報告書（提案コンセプトや試作品の写真等を含む）10部 |
| 5 | 委託期間 | 契約締結日から令和9年3月26日（金）まで |
| 6 | 業務経費 | 上記業務遂行にかかる全ての経費を含む。但し、市職員に係る旅費等諸経費は除く。
また、市内クリエイターの海外テストマーケティング参加プログラムに係る市内クリエイターの渡航費、宿泊費その他これらに付随する経費については、市内クリエイター1人あたり35万円を上限とし、これを超える費用については市内クリエイターの負担とすることができる。 |
| 7 | 権利等 | 事業過程により派生した権利等については委託者に帰属する事を原則とする。なお、業務遂行にあたっては、他からの無断転載等著作権侵害となるような違法行為は全て禁ずる。 |
| 8 | その他 | 業務の遂行にあたっては、経過を随時事務局に報告し、不明な点については必要に応じて協議を行うこと。 |